

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和8年4月3日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容
 - 定期監査
 - 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津地方振興局	令和6年度	令和7年11月5日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
相双地方振興局	令和6年度	令和7年11月6日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
会津地方振興局	令和6年度	令和7年11月18日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
いわき地方振興局	令和6年度	令和7年12月25日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
県中地方振興局	令和6年度	令和8年1月13日	佐藤政隆	渡辺仁	実地監査

イ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー 浜	令和6年度 令和7年度	令和7年11月26日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査

ウ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北農林事務所	令和6年度	令和7年10月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
相双農林事務所	令和6年度	令和7年11月6日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
会津農林事務所	令和6年度	令和7年12月1日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
中央家畜保健衛生所	令和6年度 令和7年度	令和8年1月8日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
農業総合センター	令和6年度	令和8年1月13日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査

エ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津若松建設事務所	令和6年度	令和7年11月18日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
相馬港湾建設事務所	令和6年度	令和7年11月26日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
富岡土木事務所	令和6年度 令和7年度	令和7年11月27日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
相双建設事務所	令和6年度	令和7年12月2日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
小名浜港湾建設事務所	令和6年度	令和7年12月3日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
南会津建設事務所	令和6年度	令和7年12月5日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
いわき建設事務所	令和6年度	令和7年12月25日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
県中建設事務所	令和6年度	令和8年1月8日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査

オ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教育センター	令和6年度 令和7年度	令和7年12月24日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査

(2) 技術監査

ア 企画調整部

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部 文化センター大 ホール客席天井 復旧・改修工事 (建築)	令和7年度	令和7年12月24日	佐藤政隆	渡辺 仁	書面監査

イ 土木部

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部 道路橋りょう整備（再復）工事 （トンネル）	令和7年度	令和7年12月2日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
小名浜港湾建設 事務所 漁港（補助）工 事（防波堤）	令和7年度	令和7年12月3日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

(7) 監査した結果、次の4件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双地方振興局	・公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
会津地方振興局	・公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
いわき地方振興局	・公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
県中地方振興局	・公用車2台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 商工労働部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
テクノアカデミー浜	・管理換えを受けた公用車5台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

ウ 農林水産部

監査した結果、次の3件の指摘事項、2件の指導事項については是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項																																		
<p>県北農林事務所</p>	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成23年1月11日から令和3年3月23日までに公用車16台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>年 度</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,035円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>20,175円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>54,810円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>61,200円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>62,880円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>62,880円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>64,190円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>81,220円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>121,830円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>220,080円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>46,530円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>91,800円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>114,000円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>52,800円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,134,930円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成22年度	4,035円	平成23年度	20,175円	平成24年度	54,810円	平成25年度	61,200円	平成26年度	62,880円	平成27年度	62,880円	平成28年度	64,190円	平成29年度	81,220円	平成30年度	121,830円	令和元年度	220,080円	令和2年度	46,530円	令和3年度	76,500円	令和4年度	91,800円	令和5年度	114,000円	令和6年度	52,800円	計	1,134,930円
年 度	金 額																																		
平成22年度	4,035円																																		
平成23年度	20,175円																																		
平成24年度	54,810円																																		
平成25年度	61,200円																																		
平成26年度	62,880円																																		
平成27年度	62,880円																																		
平成28年度	64,190円																																		
平成29年度	81,220円																																		
平成30年度	121,830円																																		
令和元年度	220,080円																																		
令和2年度	46,530円																																		
令和3年度	76,500円																																		
令和4年度	91,800円																																		
令和5年度	114,000円																																		
令和6年度	52,800円																																		
計	1,134,930円																																		
<p>相双農林事務所</p>	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成30年3月19日から令和5年2月17日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステム及び平成23年9月12日に購入した携帯電話7台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>年 度</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>9,415円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>20,960円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>81,220円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>94,320円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>94,335円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>107,100円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>118,575円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>185,250円</td> </tr> </table>	年 度	金 額	平成23年度	9,415円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	15,720円	平成28年度	15,720円	平成29年度	20,960円	平成30年度	81,220円	令和元年度	94,320円	令和2年度	94,335円	令和3年度	107,100円	令和4年度	118,575円	令和5年度	185,250円						
年 度	金 額																																		
平成23年度	9,415円																																		
平成24年度	15,720円																																		
平成25年度	15,300円																																		
平成26年度	15,720円																																		
平成27年度	15,720円																																		
平成28年度	15,720円																																		
平成29年度	20,960円																																		
平成30年度	81,220円																																		
令和元年度	94,320円																																		
令和2年度	94,335円																																		
令和3年度	107,100円																																		
令和4年度	118,575円																																		
令和5年度	185,250円																																		

	<p>令和6年度 171,600円 計 960,955円 (是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>																																		
農業総合センター	<p>・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成23年2月4日から令和6年10月31日までに公用車14台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,690円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>16,140円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>18,340円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>32,750円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>47,160円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>57,640円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>72,050円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>83,925円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>154,275円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>177,600円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,042,610円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成22年度	2,690円	平成23年度	16,140円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	18,340円	平成28年度	32,750円	平成29年度	47,160円	平成30年度	57,640円	令和元年度	72,050円	令和2年度	83,925円	令和3年度	154,275円	令和4年度	168,300円	令和5年度	177,600円	令和6年度	165,000円	計	1,042,610円
年 度	金 額																																		
平成22年度	2,690円																																		
平成23年度	16,140円																																		
平成24年度	15,720円																																		
平成25年度	15,300円																																		
平成26年度	15,720円																																		
平成27年度	18,340円																																		
平成28年度	32,750円																																		
平成29年度	47,160円																																		
平成30年度	57,640円																																		
令和元年度	72,050円																																		
令和2年度	83,925円																																		
令和3年度	154,275円																																		
令和4年度	168,300円																																		
令和5年度	177,600円																																		
令和6年度	165,000円																																		
計	1,042,610円																																		

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双農林事務所	・水路トンネル補修実施設計業務の設計額について、測量業務にかかる精度管理費が二重計上されていることが、落札者の決定後に判明したため、決定を取り消している。
会津農林事務所	・公用車3台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

(ウ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 土木部

監査した結果、次の6件の指摘事項、3件の指導事項については是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津若松建設事務所	・委託料の支出事務及び支払時期に著しく適正を欠いてい

	<p>るものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>道路除雪(凍結抑制)業務の委託料について、令和6年2月分及び3月分の請求書の単価が誤っていることに気付かずに支払ったため、令和6年6月3日に不足額を過年度支出している。</p> <p>正当支払額 2,079,424円 誤支払額 1,212,959円 不足額 866,465円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>委託料の支出事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>
富岡土木事務所	<p>・内部統制が機能しておらず、契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>令和7年度の道路維持補修業務委託等15件について、組織内のチェック体制が整っていなかったため、当該業務の前年度の設計書データを用いて予定価格調書を作成し見積合わせを行っていたことが契約の相手方を決定した後判明し、その決定を取り消している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>契約事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>
相双建設事務所	<p>・設計額に誤りがあり、正当な契約の相手方以外の者と契約しているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>橋梁上部工事の設計について、資材単価を誤って設計書を作成し入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが着工後に判明したことから、令和7年8月26日付けで、同工事に係る契約のうち架設工事を取りやめ、橋梁上部の製作のみに変更している。</p> <p>工事名 河川海岸改良(改良)工事(橋梁上部) 工事内容 橋梁上部工 契約年月日 令和7年1月14日 正設計額 204,690,200円 誤設計額 210,995,400円 過大設計額 6,305,200円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>設計額の積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>
いわき建設事務所	<p>・設計書に記載誤りがあり、契約を解除しているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>都市公園管理委託業務の閲覧設計書について、点検に係る見積単価の記載を誤り、正しく積算した場合に契約の相手方が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工事名 都市公園管理業務委託(公園管理) 工事内容 公園管理業務 正見積単価 193,300円 誤見積単価 193,000円 契約年月日 令和7年4月1日 解除年月日 令和7年5月19日</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>設計書の作成に当たっては、関係規程に基づき適正に</p>

	<p>行うとともに、チェック体制を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に記載誤りがあり、契約を解除しているものがある。 <p>(事実)</p> <p>舗装工事の設計図書のうち図面及び特記仕様書の項目名を誤り、正しい設計図書で公告した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工事名 地域づくり交流促進(元気)工事(舗装) 工事内容 舗装工 正項目名 道路鋳新設 誤項目名 道路鋳撤去再設置 契約年月日 令和7年7月4日 解除年月日 令和7年10月30日</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>設計図書の作成に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>																												
<p>県中建設事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 <p>(事実)</p> <p>平成25年10月11日から令和6年3月29日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成25年度</td><td>7,650円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>18,340円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>35,370円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>86,460円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>110,040円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>136,240円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>139,590円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>130,450円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>157,300円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,112,560円</td></tr> </tbody> </table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成25年度	7,650円	平成26年度	15,720円	平成27年度	18,340円	平成28年度	35,370円	平成29年度	86,460円	平成30年度	110,040円	令和元年度	136,240円	令和2年度	139,590円	令和3年度	137,700円	令和4年度	137,700円	令和5年度	130,450円	令和6年度	157,300円	計	1,112,560円
年 度	金 額																												
平成25年度	7,650円																												
平成26年度	15,720円																												
平成27年度	18,340円																												
平成28年度	35,370円																												
平成29年度	86,460円																												
平成30年度	110,040円																												
令和元年度	136,240円																												
令和2年度	139,590円																												
令和3年度	137,700円																												
令和4年度	137,700円																												
令和5年度	130,450円																												
令和6年度	157,300円																												
計	1,112,560円																												

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
<p>相馬港湾建設事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埠頭敷地の使用許可に伴い使用者甲から徴収する電気料について、埠頭敷地全体の電気使用量に対する使用者甲の電気使用量の割合で算出すべきところ、埠頭敷地全体の電気使用量を過少に把握していたため、調定額が過大となっている。
<p>相双建設事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託2件に係る設計書について、1件は補正係数項目名、もう1件は共通仕様書名が誤っていることが、それぞれ落札者の決定後に判明したため、決定を取り消している。

<p>県中建設事務所</p>	<p>・復興公営住宅入居者Aの死亡及び翌月退去に伴う家賃について、死亡月分が口座振替により納付されていることを確認せず、敷金等から精算し、その後も口座振替の終了を依頼しなかったために退去月分が納付され、過大収入となっている。</p>
----------------	--

(ウ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 教育委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

ア 企画調整部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

イ 土木部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第7号

令和7年12月19日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年4月3日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 福公安（会）第292号
 令和7年12月23日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

福島県公安委員会委員長 山本 真一

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年11月12日付け7福監第412号で報告がありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 警察本部
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年10月9日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 証紙収入報告に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 令和7年3月分の運転免許手数料に係る証紙収入報告書の作成に当たり、福島</p>	<p>(原因) 今回の原因は、以下のとおりである。 令和7年3月24日にマイナンバーカードと免許証が一体化されたことにより、ひと月の間に改正前（3月1日～3月23日）、改正後（3月24日～3月31日）の</p>

運転免許センター、郡山運転免許センター及び各警察署の報告数値を集計する際に区分誤り及び重複計上をしたため、証紙収入額が免許証交付手数料等で13,310,900円の過大報告、更新手数料で7,700,000円の過小報告となっている。

「是正又は改善の意見」

証紙収入報告に当たっては、集計方法の改善を図るとともに、チェック体制を強化すること。

2つの手数料が混在した特殊な状況であったため、対応が遅れてしまった。

また、「更新（経由無）手数料」、「免許証交付手数料」の集計に誤りがあったが、ダブルチェックを怠り、担当者一人で行っていたため、確認が十分ではなかった。

（処理状況）

令和7年11月28日

令和6年度分運転免許手数料の報告の修正について、令和7年度2月補正予算に計上し、支出処理する予定である。

令和7年12月12日

証紙収入報告書を作成する際に使用する集計表について、報告件数の区分誤りや重複計上が発生しないよう改善し、担当者が変わった場合でも同種事案が発生しないように改めた。

（今後の対応）

運転免許課においては、試験係だけではなく他係の担当者も集計数値を確認し、集計誤りの発生防止に努めるとともに、集計内容についても互いに読み上げ照合を行い、ダブルチェックを徹底する。

また、集計後各係において集計結果に誤りがないか確認する。

会計課においては、運転免許課で作成した証紙収入報告書とその根拠となる数値（各所属から運転免許課に報告のあった件数及び金額）に誤りがないか、複数人で確認する。

（監査総務課）